

小樽市立銭函中学校いじめ防止基本方針

令和6年11月1日改定

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせる恐れがあるものであり、決して許されるものではありません。いじめは、冷やかしからかいなどのほか、情報機器を介したものの、暴力行為や不登校へと発展するものなど多様で複雑化しており、1人の教員や保護者だけでは解決が難しくなっています。いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の1つであり、学校が一丸となって保護者や関係機関等と連携し、組織的に取り組むことが必要です。

生徒が安全・安心で、意欲をもって充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうるもの」「いじめ見逃しゼロ」という認識に立ち、いじめの防止と早期発見・早期対応を図るため、令和6年9月に改訂された「小樽市いじめ防止基本方針」に基づき「小樽市立銭函中学校いじめ防止基本方針」を定め、全職員で組織的に対応します。

【根拠法令等】

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ◎いじめ防止対策推進法 | ◎いじめ防止等のための基本的な方針 |
| ◎北海道いじめの防止等に関する条例 | ◎北海道いじめ防止基本方針 |
| ◎小樽市いじめ防止対策推進条例 | ◎小樽市いじめ防止基本方針 等 |

2 いじめの理解

(1) 定義

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【主ないじめの内容】

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・インターネットを通じて、誹謗中傷や嫌なことをされる（本人が気付いていない中での行為も含む）

【警察と連携した「いじめ問題」への対応】

いじめのうち、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為が発生した場合は、教育委員会または警察に相談・通報し、適切な援助を求める。また、学校として警察へ相談・通報を行うことについて、あらかじめ生徒及び保護者等に対して説明する。年度途中の転入した場合等にも、同様に説明する。

例：暴行、傷害、強制わいせつ、恐喝、窃盗、器物破損、強要、脅迫、名誉毀損、侮辱、自殺関与、児童ポルノ提供等、リベンジポルノなど

(2) いじめの理解にあたっての留意点

- いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられる。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行わず、いじめを受けた生徒や周辺状況等を踏まえ、客観的に判断する。
- 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もある。多くの生徒が被害生徒としてだけでなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害・加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえて対応する。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応も可能だが、この場合でも「いじめ」に該当すると押さえ、事案を学校いじめ対策組織で情報共有する。
- 日頃からグループ内で行われているささいに見える行為でも、「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢でいじめに該当するか否かを判断する。
- 生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」や「多様な背景をもつ生徒」等、配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(3) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消としない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。但し、必要に応じ、被害生徒と、加害生徒との関係修復状況など、他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、行為が止んでいない場合、または、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、小樽市教育委員会又は「学校いじめ対策組織」の判断により改めて、相当の期間を設定する。教職員は、期間中は、被害・加害生徒の様子を注視し、期間が経過した段階で再判断を行う。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点を発生時から3か月後とし、その時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。いじめの解消の見極めに当たっては、「学校いじめ対策組織」において組織的に判断する。必要に応じて、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等、外部専門家を含める。

※ 上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

2 いじめ防止に向けた方針

- (1) 校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- (2) 学校は、生徒の人格が尊重され、安心して過ごせる居場所づくりが必要であることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に、豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。
- (3) 生徒が主体となって、いじめのない社会を形成する意識を育むため、日常的な道徳・人権教育を通していじめの未然防止教育を充実させる。発達段階に応じた、いじめ防止の取組を実践する。
- (4) 「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうる」「いじめ見逃しゼロ」という意識を全教職員が持ち、保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解消できるよう指導に当たる。
- (5) 情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度を育成する情報モラル教育の取組を強化し、「おたるスマート7」等を通じてインターネット等の正しい利用方法等を学習させるとともに、生活習慣の改善とインターネット上のいじめに対処する体制を整備する。
- (6) 相談窓口を明示するとともに、生徒に対して定期的なアンケートや個別面談を実施するなど、生徒一人一人の状況の把握を組織的に行う。
- (7) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明し、校長のリーダーシップの下、組織的にいじめの把握に努める。
- (8) いじめの早期発見が不可欠であることから、生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりをもち、いじめを看過したり、軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。
- (9) いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。いじめを行ったとされる生徒に対しては、事情を確認した上で、いじめが行われていた場合には、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど、組織的に対応する。
- (10) 保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進める。
- (11) 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めの方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、学校の組織的な対応につなげる。「学校いじめ対策組織」において、情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害生徒を徹底して守り通す。
- (12) 教職員は、生徒に直接指導する立場にあり、その言動が生徒に大きな影響力をもつことから、不適切な認識や言動、差別的な態度で生徒を傷つけたり、いじめを助長させたりしないよう留意する。

3 いじめの防止等に向けた本校の取組

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、校長のリーダーシップの下、「学校いじめ対策組織」を中心として教職員の協力体制を確立し、小樽市教育委員会と連携を図りながら、以下の対策を推進する。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

「いじめ防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定）や小樽市の基本方針等を参酌し、本校のいじめの防止のための取組等を「小樽市立銭函中学校いじめ防止基本方針」として定める。

①意義

- 教職員が単独でいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応する。
- 学校の対応をあらかじめ示し、生徒及びその保護者に対し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる。
- 加害生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付け、いじめの加害生徒への支援につなげる。

②取組

○学校いじめ防止基本方針に盛り込む中核的な内容

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに向けた取組を体系的・計画的に行う。
- ・いじめの情報共有の手順及び共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何をどのようにしたか、そのとき当事者はどう感じたか）を明示する。
- ・早期発見チェックリストや事案対処マニュアルを作成し、全職員で共有する。
- ・アンケート調査（年2回）、個人面談の実施、結果の検証、毎週の校内生徒指導委員会(学校いじめ対策組織)での情報交流および組織的な対処方法の設定。
- ・「学校いじめ対策組織」の取組の行動計画となるような年間を通じた具体的な活動・事案対処に関する教職員の資質能力の向上に向けた校内研修を計画する。
- ・加害生徒に対する成長支援の観点を踏まえた加害生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を明示する。
- ・「学校いじめ対策組織」を中心としたP D C Aサイクルによる点検、見直しの取組を進める。

○学校評価の評価項目への位置づけ

- ・いじめ防止等のための取組に係る目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

○いじめ防止基本方針の見直し

- ・校内生活指導委員会において組織的に見直し、生徒、保護者、地域住民、関係機関等の参画を必要に応じて得ながら進め、より分かりやすい基本方針となるよう努める。

○いじめ防止基本方針の内容の周知・説明

- ・いじめを発見した時の連絡相談窓口等を掲載した資料を必ず入学時・各年度の開始時に配布するなどして、生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- ・学校のホームページや学校だよりへの掲載、校内への掲示など、生徒や保護者、地域住民がいじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるように努める。

(2) 組織づくり

①意義

- 特定の教職員のみで問題を抱え込まず、複数の目で判断・確認するなど組織的に対応するため、複数の教職員等によって構成される「学校いじめ対策組織」を設置する。
- SCやSSW、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家の意見を踏まえた対策を実効的に行う。

②「学校いじめ対策組織」の体制整備の留意点

- 校長・教頭・生徒指導部を中心とした教職員によって構成し、必要に応じてSC・SSW、小樽市教育支援センター「登校支援室」、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家の参加を得る。また、個々のいじめの防止・早期発見・事案対処に当たって、関係の深い教職員を追加する。
- いじめであるか否かは「組織」で判断し、集約担当を位置づけるなど、組織による認知を機動的に行う。
- 当該組織に集められた情報を個別生徒ごとに記録するなど、的確に共有すること。

③心理的安全性の確保

- 心理的安全性（この組織なら、無知、心配、迷惑と思われるかもしれない発言をしても大丈夫と、組織の中で発言することへの安心感を持てる状態）を確保し、情報共有しやすい環境を醸成する。
- いじめに係る情報を「学校いじめ対策組織」に報告しないことは、法令違反行為であることを周知徹底し、いじめが疑われるささいな兆候や懸念、生徒からの訴えなどを教職員が抱え込むことなく、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て報告・相談できる体制を組む。
- 教職員同士の日常的なつながり、同僚性を向上させるとともに、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を柔軟に適宜工夫・改善する。

④「学校いじめ対策組織」の役割

- いじめ防止基本方針の内容を周知し、「学校いじめ対策組織」が被害生徒を徹底して守り通し、事案を解決するいじめの相談・通報を受け付ける窓口であることを、生徒、保護者、地域住民から容易に認識される取組を行う役割
- いじめ防止基本方針に基づく具体的な年間計画作成の際に中核となり、いじめの防止等に係る校内研修を企画し計画的に実施するなど、取組の実行・検証・修正を行う役割
- いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む）
- いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの認知・判断を行う役割
- いじめの未然防止のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報を収集・記録・共有するなど、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

(3) 3つの段階「未然防止」「早期発見」「早期対応」に応じた取組

①未然防止

- 生徒が、誰とでも適切な人間関係を築き、集団の一員であるという自覚と責任を持って行動できるような規律があり、人格が尊重され安心して過ごせる居場所づくり・絆づくり・環境づくり
- 全ての生徒が「自分が必要とされる存在」であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができるよう発達支持的な生徒指導に努め、日頃の生徒の観察やふれあいを通して実態をきめ細かく把握し、生徒に変化が見られた場合は、迅速に教職員間で情報を共有する。
- 生徒会や学年委員会などを活用し、生徒の主体的・内面的な部分から「いじめは人間として絶対に許されないもの」という雰囲気醸成する。
- 日頃の授業や道徳、特別活動等において、思いやりの心を育む教育を行うとともに、生徒会等においていじめ防止運動を行うなど、生徒が主体的に活動を進めることができるよう指導する。
- いじめを受けていると感じた際に、いじめが生じている集団から離れ、学校内外を問わず誰かに相談することを促す指導の促進
- 日常の学習活動を通して、生徒のよさや可能性を認め、共感的な態度で接するなど、学校の教育活動全体を通じた、教員と児童生徒との信頼関係の構築
- いじめの問題の理解と対応にかかわる学期ごとの校内研修等を通じた教員の資質の向上
- 生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命の安全教育」の推進
- 各教科や特別活動等において、スマートフォンやインターネットの正しい利用について指導するとともに、外部から講師を招聘し情報モラル教室を開催する。また、学校だよりや学級だより等を活用し、正しい利用のしかたに加えて、フィルタリングの設定などについて啓発すること
- 家庭訪問、学校便りなどを通じた家庭との緊密な連携・協力
- 配慮を必要とする生徒の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の適切な指導
- 「性的マイノリティ」とされる生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、生徒に対して必要な組織的指導
- 「多様な背景を持つ生徒」については、日常的に、当該生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対して必要な組織的な指導

②早期発見

いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いという認識の下、「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。

- いじめ防止キャンペーン、年2回のアンケート調査、子ども理解支援ツール「ほっと」(道教委)、教育相談により、早期のいじめの実態把握と生徒がいじめを訴えやすい体制の整備
- 訴えや観察により発覚したいじめの実態を正確に把握し、「学校いじめ対策組織」により積極的に認知し、全教職員で共通認識・理解を図る
- 全員を対象とした担任やスクールカウンセラー等による教育相談の実施
- 保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等による相談体制の整備
- 行動記録や会議等による教職員全体のいじめに関する情報の共有と教育委員会への報告
- 定期的にネットパトロールを行う。不適切な書き込み等を発見した場合は、速やかに当該生徒に確認・指導するとともに保護者に連絡し、直ちに削除する措置をとる。

③早期対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、迅速に組織的に対応する。いじめを受けた生徒を守り通すとともに、いじめを行った生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

- いじめ防止基本方針や早期発見・対応マニュアルに情報共有の手段や共有すべき内容を明記する。
- いじめを受けた生徒及びいじめを知らせてきた生徒を守り通し、安心して教育を受けられる環境を確保する。また、当該生徒の保護者への支援、助言をする。
- いじめを行った生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えられるようにするとともに、いじめの事実を早期に学校、家庭、関係機関等に知らせることを促す指導をする。
- いじめを受けた児童生徒及びいじめを知らせてきた児童生徒の保護者への支援、助言をする。
- いじめを行った生徒の保護者への協力要請及び助言をする。
- 保護者会を開催するなどして保護者と情報を共有する。
- SCがいじめを受けた生徒と教育相談を行うなど、関係機関や専門家等との連携を図る。
- 「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、いじめを受けた生徒を守る。その際は、いじめを受けた者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応する。
- いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、生徒に合わせた継続的なケアを行う。また、再発防止に向けて指導するとともに、生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。

7 いじめ重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態発生防止に努める。

重大事態とは（法第28条第1項）

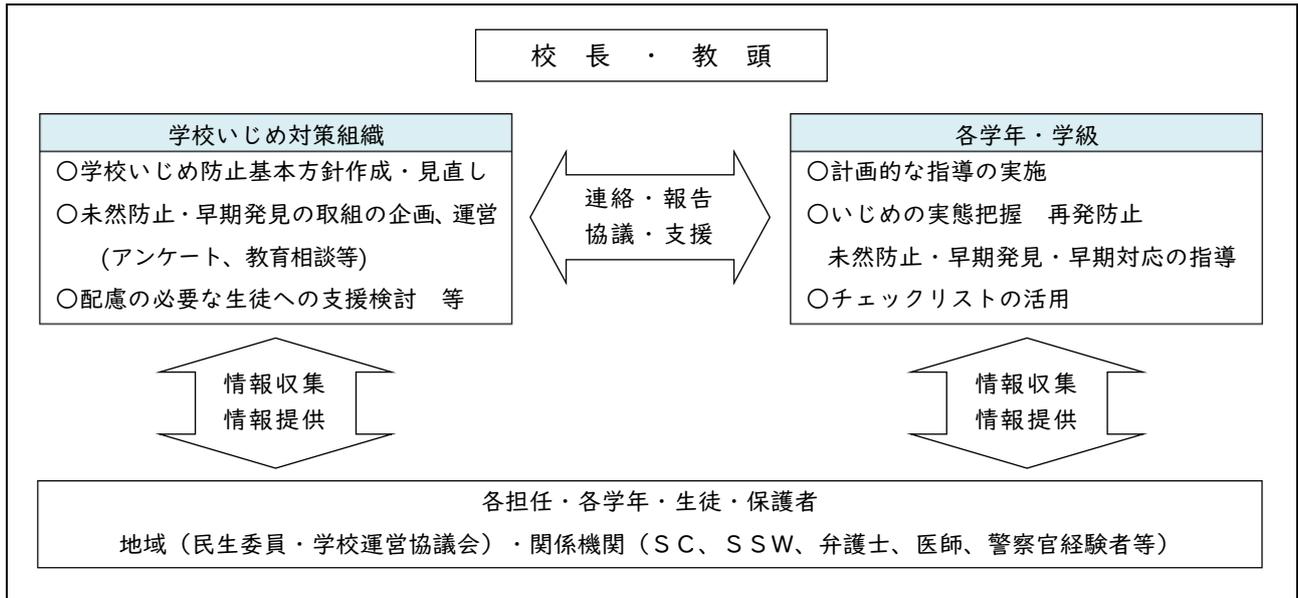
- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

例：児童生徒が自殺を企図した場合 身体に重大な傷害を負った場合
金品等に重大な被害を被った場合 精神性の疾患を発症した場合

- 重大事態と思われる案件が発生した場合は直ちに教育委員会に報告する。
- 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。
- 法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、生徒の状況等、個々のケースを十分把握する。
- 被害生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に明らかにしないまま行うことも可能であり、被害生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。

- 銭函中学校では、全スタッフが「いじめは、いつでも、どこでも、誰にでも発生する」「いじめ見逃しゼロ」という認識に立ち、いじめが発生した場合は、迅速かつ誠実に、組織的に対応し早期解決を目指します。
- 当事者である生徒の気持ちや不安はもちろん、彼らの後ろにいる「子を思う親の気持ち」の理解に努め、真摯に対応します。
- 「いじめにより登校が不安」「いじめにより学級に入るのが不安」と感じる生徒に対しては、自宅からのオンライン学習や、校内の別室からのオンライン学習、個別学習サポート、校内でのカウンセリング等を通じて、安心して以前の学校生活に戻るまで、組織的なサポートを行います。
- 銭函中学校職員は、授業や休み時間、部活動、委員会活動、学校行事等、様々な場面において、生徒が安心して学び生活できる学校づくりに尽力します。

○いじめ防止等のための校内組織体制



○いじめ対応の流れ

